



**議事日程 平成27年6月5日 午前9時30分開会（開議）**

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 教育長の教育方針
- 日程第5 諸般の報告
1. 平成26年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書
  2. 平成26年度上峰町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第6 議案一括上程 提案理由の概要説明  
(議案第32号～議案第39号)

**午前9時30分 開会**

**○議長（大川隆城君）**

皆さん、おはようございます。本日は平成27年第2回定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

ここで、皆様方にお断りを申し上げます。実は今回、御案内のとおり、教育長のほうから教育方針についての発言がございますが、その折に、新聞社のほうから教育長の教育方針を発言されている写真を撮りたいということで申し入れがございましたので、許可をいたしましたので、御了解をいただきたいと思います。

**日程第1 会議録署名議員の指名について**

**○議長（大川隆城君）**

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番寺崎太彦君及び6番漆原悦子君を指名いたします。

**日程第2 会期の決定について**

**○議長（大川隆城君）**

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より6月12日までの8日間といたしたいと思

いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

### 日程第3 町長の行政報告

○議長（大川隆城君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様、おはようございます。平成27年第2回上峰町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用のこととは存じますが、御出席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

それでは、早速各課順に行政報告をいたします。まず、総務課でございます。

#### 総務課

人事につきまして、今年度は1名の採用を行いました。今年度4月1日現在の職員数は、72名となりました。

交通安全関係では、小・中学校の新年度登校日に合わせて4月6日から13日の間、町内5カ所で交通指導員による街頭指導が行われました。また、交通教室が小学校で4月17日に、中学校では20日に実施されました。

消防関係では、4月19日に上峰町消防団入・退団式を挙行いたしました。今年度の退団者は10名で、新入団者5名の任命を行いました。5月31日には、消防団員の技能向上のための教養訓練を小学校グラウンドで行いました。設備・装備の関係では、4月18日に第1部格納庫移転新築工事に係る経過報告を大字前牟田の全区長に行いました。

今年度は、佐賀県東部地区において鳥栖市を主会場に「佐賀県総合防災訓練」が実施され、筑後川河川敷での水防工法演習に町消防団が参加しました。また、同時に町内においてもおたっしや館を会場にした町内からの避難訓練と避難所運営ゲームを行いました。また、水防関係では、5月26日に目達原駐屯地、佐賀地方气象台、国土交通省筑後川河川事務所、鳥栖警察署、東部土木事務所、鳥栖三養基地区消防事務組合西消防署等、関係機関に御参加いただきまして水防パトロールを実施し、町内危険箇所の点検を行いました。

選挙関係では、4月2日に選挙管理委員会が開催され、4月3日に佐賀県議会議員選挙告示、4月4日から期日前投票の開始、4月12日県議会議員選挙の投・開票の日程で行われました。また、4月24日には佐賀東部土地改良区総代選挙選挙会（井柳地区）が執行されました。

消費生活については、従前より専門相談員による消費生活相談所を開設しております。今

年度も毎月2回相談日を設けまして、住民の皆様の相談窓口として活用されています。

## 企 画 課

### 1. 企画係

鎮西山の管理では、4月16日に車道の通行の障害になっている、竹の伐採、道路側溝の清掃等を実施いたしました。また、車道等の伐採業務について、4月21日に現場説明会、4月28日に入札会を行い、業務委託の発注を完了しました。

国際交流関係で、4月24日から26日まで韓国を訪問いたしました。

友好都市協定を結んでおります、驪州市より御招待を受けまして、驪州陶磁器祭りに参列しました。また、先進的教育の視察研修として、姉妹校協定を結んでおります大神中学校、韓国教育情報分野の先進企業を訪問いたしまして、教育情報化についての研修を受けました。

地方創生関係では、現在、人口ビジョン及び総合戦略を策定するための策定委員会の立ち上げに向け、準備を進めております。また、国から交付を受けております地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）につきましても、事業実施に向け、教育課で準備が進められています。

佐賀県が交付します「佐賀段階チャレンジ交付金」について、地区や各団体からの提案書を取りまとめ、県へ提出するとともに、4月23日に山口県知事へ提案書の採択について、要望活動を行いました。その結果、7事業について、5月中旬に内定をいただいております。また、国が開発しました地域経済分析システム（RESAS）について、4月27日に各課長向けの勉強会を開催し、今後の活用に向け、情報共有を行いました。

広報紙関係では、6月号より特集記事を取り入れ、紙面の充実を図っております。また、より多くの方に広報紙を見る機会を提供するため、町ホームページへの掲載に加え、アプリ（i広報紙）の導入や電子書籍サイト（Saga eBooks、eB Park）へ広報紙の掲載を行っております。

### 2. 財政係

予算・決算事務では、4月下旬より6月補正予算に係る、各課要求の取りまとめ及び予算査定等の事務を進め、予算編成作業を行いました。

また、5月からは決算統計に向けて、基礎資料の収集を開始しております。

公会計整備事業関係では、国から配布されますソフトウェアの固定資産台帳機能分が9月末に提供予定であり、現在、それに伴います固定資産台帳整備委託業務の発注事務を行っているところです。

庁舎管理では、空調設備保守点検業務委託について、4月17日に現場説明会、4月24日に入札会を行い、業務の発注を完了しました。

また、本町で太陽光発電施設を運営されます九電工佐賀支店より、事業開始を記念しまして、役場前の駐車場に時計、また、役場入り口に発電状況を知らせるモニターを寄贈してい

ただき、4月2日に贈呈式を行いました。

町有財産等の管理では、5月14日に庁舎南駐車場、婦人の家、中の尾団地内調整池、鎮西山駐車場等への除草剤散布を実施しました。

緊急事態の対応として、5月20日に役場庁舎1階からの出火を想定した火災の通報訓練を実施しております。

また、5月20日には、佐賀総合警備保障（株）から講師を迎え、「AEDの取扱い説明会」を庁舎3階会議室で町職員を対象に実施しました。

町有施設のトイレ洋式化設計業務委託については、4月23日に現場説明会、4月30日に見積もり入札を行い、業務の発注を完了しました。

## 住 民 課

### 1. 住民記録係

4月末現在の住基人口は9,503人、世帯数は3,402世帯となっております。

10月に法施行されるマイナンバー（個人番号）制度関連事務としては、マイナンバーの運用に向けて、特定個人情報保護評価書の制定作業等に着手しているところです。

10月から通知カードの交付、来年1月から個人番号カードの交付が予定されており、遺漏なきよう作業を進め、なお一層の住民サービス向上に心がけてまいります。

### 2. 子育て支援係

4月1日より子ども・子育て支援新制度がスタートし、新制度に移行した町外幼稚園4カ園に通園する10名の児童に支給認定を行っております。

また、保育事業は4月1日現在、ひかり保育園74名、ひよ子保育園かみみね112名、広域保育13園で58名、合計244名の保育を必要とする児童の実施を行っております。

消費税率引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯の消費の下支えを図るために国の施策である子育て世帯臨時特例給付金の給付を今年度も継続実施されます。本町では、申請期間を6月1日から6カ月間を予定しており、支給対象者は平成27年6月分の児童手当の受給者であって、支給額は児童手当対象児童1人につき3千円となっております。

### 3. 環境係

4月5日と4月10日、狂犬病予防法に基づき、狂犬病予防集合注射の実施は、登録犬382頭中159頭の接種でした。前年度集合注射の実績は、登録犬415頭中148頭の接種を行っております。

5月21日、水質保全を図るため、鳥越川、切通川、船石川含め18地点で河川水の水質調査を実施しました。また、5月22日、水質汚濁防止法に基づき工場排水水質検査を6地点で実施しました。調査結果は解析中でございます。

不法投棄の早期発見については、環境美化推進員である区長の御協力を得ながら、看板設置等による抑止及び防止に努めております。特に悪質な行為に対しては、警察に通報し対処

しております。

鳥栖・三養基西部環境施設組合の後継施設の建設候補地が鳥栖市に決まり、地元説明会などの手続を踏まえ、9年後の平成36年度の稼働を目指します。

## 健康福祉課

### 1. 健康増進係

各種がん検診及び骨粗鬆症検診、結核検診を3月7日（土）に町民センターで実施し、延べ210名の方が受診されました。

平成27年度の特定健診及び各種がん検診については、昨年までは6月下旬に中学校体育館で実施しておりましたが、農繁期等で変更してほしいという要望などに対応し、今年度は5月20日（水）から24日（日）まで町民センターで実施しました。なお、今回受診できなかった方についての受診機会を確保するため、7月14日・15日にも検診日の設定を計画しております。

平成26年度の特定健診の受診者は平成27年5月現在対象者1,308名中614名の方が受診され受診率は46.9%、動機づけ支援の方は55名、積極的支援の方は18名いらっしゃいました。今後もリピーターの方及び新規の方等より多くの方が受診されるよう啓発に取り組み、受診率の向上を図ってまいります。

昨年度より不妊治療の助成を行っておりますが、昨年度の利用件数は9件、金額にして1,113,670円になりましたが、今年度も引き続き助成をしていきます。

### 2. 保険年金係

平成27年度国民健康保険の被保険者証の更新業務を3月末に実施し、各戸郵送等により1,093世帯（前年度同期1,097世帯）に交付しました。

医療費の適正化として、毎月レセプト点検を専門業者に委託し、資格及び診療内容等の点検を実施し、5月に医療費通知925通及び4月にジェネリック医薬品差額通知140通を発送しました。

国民年金事務については、年金事務所と連携して、窓口及び広報紙を活用した制度の周知に努めております。

### 3. 福祉介護係

生活保護関係で、平成26年度中の役場での相談が11世帯13人あり、7世帯9人の方が認定されました。なお、平成26年度末の本町の生活保護世帯は37世帯54人であります。

平成27年度の福祉タクシー券の交付を受給資格156名に通知をし、3月25日より交付開始しましたが、5月16日現在51名の方に交付しております。

また、平成27年度の高齢者に対するあんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう等の施術に対し、1回1千円以内、年間12枚以内の給付を行う施術券の給付受け付けをしておりますが、5月18日現在39名の方に交付しております。なお、平成27年4月中の利用件数は43件で、金

額にして43千円になりました。

今年度、社会福祉協議会に委託しております地域包括支援センター相談体制強化・相談員育成事業で、社会福祉協議会が一般社団法人全国健康ケア協会と5月29日に、予防・健康増進事業運動プログラム「元気だよ、全員集合」による油圧式フィットマシンを組み合わせたサーキット運動の交付式を実施しました。

今年度も臨時福祉給付金の給付がありますが、今回の補正に予算計上をし、今後、広報紙等で住民周知をし、交付対象者につきましては、個別通知を行い、交付漏れがないようにしていきます。

## 税 務 課

### 1. 課税係

平成27年度の町税当初課税関係では、5月に固定資産税、軽自動車税及び個人住民税特別徴収分の納税通知書を発送しました。

27年度調定状況をお知らせします。

固定資産税は納税義務者3,686名、調定額682,377千円（前年当初比27,982千円の減）となっています。評価がえによる家屋の経年減価及び地価の下落が減収の主な要因です。

軽自動車税は延べ4,523台に対し、調定額が24,495千円（前年当初比550千円の増）となっています。

なお、個人住民税の特別徴収分は、1,256事業所（対象者2,843名）に対し、総額246,615千円（前年当初比5,068千円の増）を通知しました。

現在、6月を第1期とする個人住民税の普通徴収分及び国民健康保険税について、納税通知書の発送準備中です。

### 2. 収納係

平成26年度町税の徴収状況をお知らせします。

一般町税の現年度分収納状況につきましては、現年度分総額で1,405,542千円を収納し、徴収率98.9%（前年同期98.7%）で、0.2%の増という状況です。

滞納繰越分は3月末の確定値で、11,258千円を収納、徴収率22.7%（前年実績18.4%）で、4.3%の増となっています。

現年分、滞納繰越分を合わせた26年度一般町税の徴収率は、96.4%（前年同期96.0%）で、0.4%の増という状況です。

なお、国民健康保険税につきましては、4月末現在、現年度分168,382千円を収納し、徴収率93.0%（前年同期93.1%）で、0.1%の減。

滞納繰越分は、3月末確定値で8,258千円を収納、徴収率18.0%（前年実績15.5%）で、2.5%の増となっています。

第3期目を迎えた佐賀県滞納整理推進機構につきましては、今年度も町職員の派遣は見

送っておりますが、給与等の差し押さえ強化対策など、共同で実施する収納率向上のための取り組みにつきましては、推進機構と連携して実施します。

今年度も、課税客体等の的確な捕捉による適正な賦課に努めるとともに、滞納整理関係では、滞納者の生活実態や資力等を正確に把握し、迅速かつ適切な対応に心がけ収納率の向上に努めてまいります。

## 建設課

### 1. 建設係

まず県道関係ですが、県道神埼北茂安線の道路改良工事につきまして、当初計画では道路北側の水路は、既存のままの土水路による整備となっておりましたが、地元や町からの要望を受け入れていただきコンクリート水路での整備となりました。また、県道坊所城島線の町民センターから加茂の交差点までの歩道整備につきましては、前年度に調査、測量が済みしました。現在、来年度の事業化に向けて準備を進められております。

町の関係では、町道維持管理業務及び町道雑草等伐採業務を発注しました。側溝改良につきましては、今年度工事予定箇所的设计業務に取りかかっており、随時工事発注していく計画であります。特定防衛施設周辺整備調整交付金による町道八枚坊所新村線及び町道前牟田南北線の道路改良工事につきましては、現在、当初交付申請の手続を行っております。

社会資本整備総合交付金では橋梁の点検を実施します。橋梁については5年に一度の点検が義務づけられており、現在、高速道路をまたぐ橋梁の点検に向けてNEXCOWestと協議を実施しております。

### 2. 管理係

農業集落排水事業の坊所地区機能強化事業につきましては、今年度の工事として既設処理場の老朽化した水槽部の改修と場内の舗装工事及びフェンス・門扉等の復旧を含む工事を発注しております。今後は施設の機能調整を図りながら、全処理施設の本格稼働に努めてまいります。

## 産業課

本年度も上峰町商工会との合同による鎮西山1,000本桜のライトアップ事業をとり行いました。3月22日から4月5日の期間中は町民の皆様を初め多くの御来場者に楽しんでいただきましたことと思います。また、この事業に御協力いただきました議員の皆様には心より御礼申し上げます。

国の第3次経済対策の一環としまして、地域における消費喚起策や、これに直接効果を有する生活支援策としまして「プレミアム商品券発行事業」を展開します。第1弾といたしまして、佐賀県商工会議所連合会・佐賀県商工会連合会が実施主体となって「佐賀わくわくプレミアム商品券」の発売を6月20日より行っていきます。事業概要につきましては、県内発行数55万冊（本町割り当て6,000冊）、額面1冊11千円、販売価格10千円のプレミアム10%で

ございます。また、本町におきましては、上峰町商工会を実施主体としまして、町内の取扱店のみで利用ができます「プレミアム商品券発行事業」を第2弾として計画しております。

今年度の米の生産数量目標が本町におきましては1,440トンと示されたのを受けまして、各生産組合に配分し、水稻生産実施計画書の取りまとめを行っており、7月、8月で現地確認を実施いたします。なお、転作率は36.35%となっております。

日本型直接支払制度につきましては、農業者のみで構成される活動組織が1地区、地域住民を含む活動組織は15地区で、水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動をされています組織は6地区となっております。また、環境保全型農業直接支払交付金には1人の方が要望されておられます。

本年度で2年目になります農地中間管理事業につきましては、借り受け希望者の公募を年3回とし、第1回目を4月13日から5月15日まで行っております。また、貸し付け希望者の申し出は、年間を通しまして受け付けることとしております。

稲作農業の体質を強化するため、稲作農業者が行う生産コスト低減の取り組み等を支援する「稲作農業の体質強化緊急対策事業」が行われております。この事業は、平成26年に対し、国が定めたコスト低減数値以上を実施された組織及び認定農業者等に対して支援されるもので、本町においては平成26年度繰越事業で6事業者、平成27年度で2事業者が取り組まれています。

平成2年度より25カ年の年月をかけました「森林基幹道九千部山横断線」の開通式が多くの招待者の御出席を仰ぎ5月16日に挙行されました。今後は、林道作業の効率化と高性能林業機械の導入による生産性の向上を図り、林業経営のコスト低減を推進するとともに、良質な地域材の生産と安定供給に寄与され、さらに森林景勝地等を活用した森林レクリエーションや森林教育等の総合活用などが可能になり、都市近郊型地域としての活性化が期待されています。本町としましては、月1回のパトロール及び雑草等の伐採委託を町内業者へ委託し、維持管理に努めていきます。

最後に契約関係につきましては、有害鳥獣駆除委託につきましては、佐賀県猟友会三養基支部と契約締結を行い、イノシシ・アライグマは平成28年3月末まで、鳥類につきましては6月28日から8月2日までを契約期間といたしております。また、佐賀県緊急雇用創出基金を活用しました「農業就業者の処遇改善事業」につきましては、公募の結果、株式会社元気もりもりファームとの契約締結に至りました。

## 教 育 課

3月26日には、NTT西日本株式会社佐賀支店と情報化に関する包括連携協定を結びました。この協定によりICTを利活用した本町のさまざまな課題に対して、NTTと連携し各種の取り組みを行ってまいります。

新地方教育行政法により総合教育会議を4月、5月と2回開催しました。4月開催時には、

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を利用した小学校高学年を対象に実施するオンライン英会話授業等についても協議をいたしました。この新法により、これからは教育長が教育政策方針を周知させてまいります。今後、町の教育大綱などをこの会議で策定していく所存です。

小・中学校では、4月8日にそれぞれ入学式を挙げていたしました。議員、区長多くの来賓の方の御参列を賜り盛大に挙げてできましたことに御礼申し上げます。

小・中学校ともに土曜授業を今年度も取り入れ、地域や保護者に開かれた学校づくりを行うとともに、インフルエンザ等での学級閉鎖対策としての授業時間の確保等を図っています。

新1年生（小学校96名、中学校88名）の児童生徒が入学して、はや2カ月が経過いたしました。その間小学校では、春の行事である「1年生を迎える会・歓迎遠足」が実施されました。

中学校では、1年生の鍛練遠足、2年生の波戸岬少年自然の家での宿泊訓練、3年生の関西修学旅行など計画どおり実施され、事故もなく無事終了することができました。

放課後児童クラブでは、1年生30人、2年生33人、3年生16人、4年生6人、6年生1人の計86人の児童を受け入れております。今後も子育て家庭を支援してまいります。

新1年生は小・中学校とも学校になれ始め、授業中は適度の緊張感を持ってしっかりと先生の話の聞き、落ちついた学校生活を過ごしています。今後も上峰町教育の基本方針に基づき、学校教育の推進を図ってまいります。

また、当初予算で了承いただきました小学校に配置する電子黒板及びタブレットパソコンは、4月23日に入札を行い、6月末には導入を完了する予定です。この機材を利用して学力向上に努めてまいります。

小学校の大プールの修繕工事についても4月20日に入札を行い、6月のプール開きには間に合うように工事を進めていきます。

5月20日から5月22日まで韓国大神中・高等学校から18名の生徒が来日され交流を実施いたしました。今回、18名の生徒を受け入れていただいた9家庭のホストファミリーの方々におかれましては、御協力を賜りありがとうございました。中学校での歓迎式典、交流授業などを行い、大神中・高等学校の生徒たちは、日本の楽しい思い出を胸に韓国へ帰られたことと思います。

## **生涯学習課**

### 1. 生涯学習係

町民センターの使用料を町内外同一料金とした効果として、多くの団体に活用いただいています。4、5月のホールでは各種団体の総会を初め、歌謡発表会、マリンバとピアノの演奏会、踊りの発表会が開催され、多くの皆様に御来場いただき、文化芸能に親しんでいただいています。

上峰町子どもクラブ育成協議会により、スーパーキックベースボール大会ルール講習会が行われました。上峰町スポーツ推進委員の指導のもと、各地区子どもクラブの皆様の熱心な御協力により実技を含め詳しい講習会が開催されました。本大会は6月7日日曜日に上峰町中央公園で開催されます。8月に開催されます佐賀県大会への出場権をかけ、子どもたちの熱い戦いが期待されます。

女性セミナー・ふれ愛粋いきセミナーを開催しました。3月の終了式では「人口減少時代のまちづくり」と題して町長の出前講座を行いました。地方創生を進めICTを活用した事業を推進するとともに、財政健全化に向けて事業を見直した今後のまちづくりについて講演いたしました。合同開講式での記念講演では、日田市吹上町自治会の自治会長を招き、講演をお願いしました。平成24年の大分県北西部集中豪雨災害をきっかけに見直しを行った地区の自主防災組織の再編、高齢者等見守りネットワーク、児童見守り隊などの活動を通して自助・共助について講演いただきました。セミナーを通じて、生きがいつくりや学びの機会としていただきたいと思います。

## 2. 生涯スポーツ係

恒例の町民体力つくり歩こう大会は4月19日の日曜日、小雨の降る中、300名の皆様に御参加いただきました。あいにくの天候により早々の下山となりましたが、御協力いただきました分館関係各位、駐車場を整備していただきました地元企業の皆様に感謝申し上げますとともに、来年はさわやかな日差しの中で開催できることを期待いたします。

吉野ヶ里町の温水プール利用料金平準化について、課長級での意見交換を行いました。上峰町民センターの町外利用規定撤廃を事例に挙げ、広域連携や施設の相互利用について理解をいただきました。料金改定時期など、引き続き情報交換を行います。

上峰小学校のグラウンドにおいて破損していました、バックネット及び防球ネットの取りかえ修理を契約いたしました。5月7日に現場説明を行った後、5月14日に入札を行いました。今年度の佐賀県民体育大会ではソフトボールの会場にもなりますので、安心してプレーいただけるよう準備いたします。

5月24日に行われた佐賀県スポーツレクリエーション祭に、上峰町より6種目34人が参加されました。インディアカのパート優勝を初め、さわやかな気候の中、熱い交流が繰り広げられました。

## 文化課

文化財関係では、まず、例年国庫補助事業を受けて実施している町内遺跡埋蔵文化財確認調査事業ですが、これまでに8件の開発行為の届け出等があり、うち4件について埋蔵文化財確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。

次に、八藤遺跡の太古木文化財保存地区の土地公有化につきましては、4月9日付で国庫補助金の交付決定を受けました。現在、事業の進め方などについて、史跡買い上げの実績を

持つ鳥栖市、基山町の事例などを参考にしながら、6月中に地権者各位へこれまでの経緯と今後の事業内容などについて第1回説明会を開催すべく作業を行っております。

また、古墳公園につきましては、平成26年度は桜、ツツジの時期に合わせ4月、5月の2カ月間一般開放を行いました。今シーズンは3月から5月の3カ月間、県道側フェンスを開放し、町民の皆様に利用していただきました。

図書館関係では、4月23日の「子ども読書の日」から5月12日までの「こども読書週間」にあわせて、4月25日に「おたのしみおはなし会」を開催し、絵本の読み聞かせ、パネルシアター、工作などを行い、子供7名、大人4名が参加され、楽しいひとときを過ごされました。また、5月10日には「子ども図書館員体験」教室を開催し、小学生14名が参加し、カウンターでの貸し出し返却業務、受け入れた図書のコンピューターへの入力、図書の補修作業など、日ごろ図書館員が行っている業務を体験し、「楽しかった」、「おもしろかった」との声をいただきました。

5月中旬には小学校を通して、新1年生及び4月期の転入生とその家族へ図書館利用者登録の勧誘を行いました。図書館では、今後も機会を捉えて、利用者の枠の拡大を目指していきたいと考えております。

郷土資料館は現在閉館中ですが、精蠟関連資料につきましては、6月より町民センターギャラリーに場所を移して常設展示を実施しております。

また、佐賀県博物館協会主催事業「佐賀県ミュージアムマンス2015」（7月10日～8月31日）に合わせ、昨年度米多浮立保存会が行った天衝解体調査の成果を展示する「（仮）米多浮立 てんつく展」開催に向けた準備に取り組んでいます。

以上、6月の行政報告でございます。

○議長（大川隆城君）

以上で町長の行政報告が終わりました。

日程第4 教育長の教育方針

○議長（大川隆城君）

日程第4. 教育長の教育方針。

教育長の教育方針をお願いいたします。

○教育長（矢動丸壽之君）

議員の皆さん、おはようございます。ただいま議長様から登壇のお許しをいただきました。今回、教育長の基本方針の表明の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。感謝申し上げます。

教育方針、上峰町教育委員会教育長、矢動丸壽之。

1. 所信表明

我が国は、人口減少、高度情報化、高齢化という時代のパラダイムの転換を余儀なくされ

ています。

上峰町は、人口減少社会の中で社会減を抑えるため定住化促進などに取り組み、新たな『飛躍』を生み出す努力をしています。

また、高度情報化された社会の中で、私たちの暮らしはネットワーク化され、さまざまな情報サービスを享受できることで、価値観も多様化しています。だからこそ、互いの価値観を認め合う共生のまちづくりを進めています。

さらに、高齢化が進む社会の中で、シニア時代の経験や地域の伝承文化を積極的に生かし伝えることで、同じ地域に住む私たちが課題を共有し、自分でできることは責任を持って行い、難しいことはお互い力を合わせて取り組み、解決していく『協働』のまちづくりを進めています。

以上のように、上峰町が「飛躍・共生・協働」のまちづくりを進めている上で、上峰町教育長として、少子化、高度情報化、高齢化社会の中で、どのような理念で教育に当たろうとしているか、私の思いを申し上げます。

それは、私が養護学校長のときでした。腕に障がいを抱える高校3年生がいました。彼は、車椅子を使って自分で移動できる人でした。パソコンも両肘に短い棒を結わえつけて器用にキーボードにタッチします。卒業前は、5分間で300文字のタイピングができるようになりました。そして、見事に印刷会社から採用通知が届きました。私は、車椅子に乗った彼を抱き締めました。どんな境遇にあらうとも、やろうと思う強い意志と不屈の向上心があれば、自立できるのだと彼に教えられました。

資源が乏しい我が国において、人口減少がより一層進むと言われていています。国力を保つためにはボーダーレスに活躍できる人材を育て、ふるさとに新たな価値をつくり出せる人を私はつくりたいのです。『自分の価値を自分で決める』ことを自立といいます。可能性を信じてことができ、伸ばすことのできる教育を「自立」を理念に推し進めたいと思っています。

また、社会は高度に情報化され、また価値観も多様化しています。情報リテラシーを高め、正しく判断できる人材を育て、また多様性を楽しめる寛容なる者を育てていかなければなりません。さきに話した彼は、いつも冷静な人でした。自分を見詰めて、先生の厳しい指導を素直に受け入れていました。キーボードのキーを肘で打って見たらわかりますが、私にはとてもできるものではありません。しかし、彼は涙一つ見せず、1秒間に1文字の仮名まじり漢字の文章を打つほどに上達したのです。私は、彼の学ぶ姿を見ながら、相手を受け入れる素直な心があったからこそ、と今でも思っています。だからこそ、ともに生きていく社会では、寛容な心を持つ人づくりが大切ではないかと思っています。

もう1つ私の心を揺さぶったことがあります。2月21日の米多浮立若宮御旅所落成式の日のことです。子ども米多浮立の演舞に出演した子供が、「楽しかった。若宮神社で初めて舞った」という言葉を地域の人に伝えていました。その喜々とした表情は印象的でした。

高齢化というけれど、地域のおじちゃんおばちゃんには地域の活性化への出番は幾らでもあると思います。地域のおじちゃんおばちゃんと地区の豆茶講祭りを楽しんだり、土曜広場で遊んだ思い出は、成人した後でも記憶に残るはずでしょう。そうして郷土への愛郷心は育つものだと思います。

私は小学5年生のときに上峰町に移住して以来、60年が過ぎましたが、その間、一度も外へ出たことがありません。地区のおじちゃんやおばちゃんから叱られた思い出もいっぱいあります。しかし、どれも懐かしくて、逆にこんなすばらしい、住みよい町はないと思っています。私は、我が愛する郷土、「愛郷」の心をもっともっと広めていきたいと思っています。

私は、教育長として、「自立・寛容・愛郷」を教訓に教育行政に邁進したいと思っています。

## 2. 具体的な施策

人が輝き文化が薫る教育・文化のまち

### ①学校教育

#### ◆生きる力を育む教育活動の推進

4月に実施した全国学力・学習状況調査の結果を公表します。民間塾とのオンラインを活用した放課後・マンツーマン補充学習を、中学3年生対象に2学期途中から、また中学1年生対象に3学期に実施します。

不登校やいじめの問題には、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。通級指導教室、特別支援学級での教育の充実を図ります。

「中1ギャップ」を解消を図るため、小中連携教育を推進します。小学6年生対象に外国語活動の教材として「オンラインによるマンツーマン英会話」を採用します。また、小学5、6年生にはVODシステムを利用した授業風景等を家庭配信し、家庭学習の充実を図ります。

#### ◆学校施設・設備の整備充実

小中学校の普通教室に電子黒板とデジタル教科書を整備し、タブレット端末を配備します。上峰町小中一貫教育推進委員会を開催し、今後の一貫教育等について協議します。

### ②生涯学習

#### ◆生涯学習推進体制の充実

上峰町生涯学習推進審議会設置条例を改正し、教育委員会の責任体制の明確化を図ります。

#### ◆生涯学習関連施設の適正管理・利用促進

町内外の皆様方が充実した余暇を過ごし、文化・芸術活動への関心を深めることができるよう、町民センター等の生涯学習関連施設の利用促進を図ります。

築20年を超える町民センターの外壁洗浄を委託し、施設の老朽化した印象を払拭します。今年度は施設の北側外壁を洗浄し、町民センターに訪れた際の好印象につながるものと期待します。

昨年度に続き、避難誘導灯のLED化を行い、今年度で改修を完了いたします。

平成26年度より地域人づくり事業による音響・照明エンジニア育成をNBCラジオ佐賀と連携して進めており、ホールの運営について引き続き連携を図ります。御利用いただく多くの文化芸能団体の歌や演奏、踊りを引き立てる音響・照明の提供に努めます。

利用休止しています鎮西山キャンプ場につきましては、用途変更による新たな活用方法などについて協議・検討を行います。

近隣市町所有の体育施設等共同利用については、利用料等を含めて、継続して協議していきます。

ふるさと学館については、一般財団法人『ふるさと財団』の新・地域再生マネージャー事業外部人材派遣【初期対応型】に応募して、ふるさと学館の改革を軸とした、子どもの集いの場や生涯学習拠点としての機能強化など検討を進めます。

#### ◆特色ある講座・教室の開催

創立30周年の上峰町文化協会の町民文化祭や宝くじ文化講演、NHK主催の幼児向けイベント、青少年育成大会講演などを積極的に開催して、文化芸術情報発信拠点としての充実も図っていきます。

#### ③青少年健全育成

##### ◆あいさつ日本一運動を初めとする健全な社会環境づくり

あいさつ日本一運動を通じて、関係団体や青少年サポーターを中心とした非行防止活動や補導活動、パトロール活動等を行い、健全な社会環境づくりを進めます。

##### ◆家庭・地域の教育力の向上

家族の触れ合いや親子の共同体験を充実させるための環境づくりを進めます。放課後子ども教室においては英会話、3B体操、和太鼓、ゲートボール教室に取り組むとともに、新しくチャレンジ教室として書道、料理、工作などの教室を開催いたします。

##### ◆青少年の体験交流活動等への参画促進

子どもゆめ基金を活用した青少年育成サマーキャンプ、子どもクラブリーダー研修などの体験・交流活動や地域活動、ボランティア活動等への参画機会の充実を図ります。

##### ◆青少年の体験・交流活動等への参画促進

小学6年生は恒例の『稲文字』体験学習をするとともに、5年生は、地域の人や大学生の協力を得て、『農業体験から地域の人とかかわり、食育の意義を知る上峰っ子育成事業』により『豆腐づくり』を支援します。

井手口地区の高齢者から子どもたちが集う『コミュニティリノベーションわたしたちのまちづくり』を支援します。

九重青少年育成サマーキャンプでは、反省会を行い次年度への対策をまとめ上げます。また、青少年育成地区懇談会は前年度の意見をまとめたものを事前に配布するとともに、重要

テーマを設定して有意義な意見交換の場にしていきます。

#### ④スポーツ

##### ◆スポーツ施設の整備充実

佐賀スポーツフェスタ2015と題した第68回県民体育大会が鳥栖三神地区で行われ、本町もソフトボール、ゲートボールが開催されます。上峰町からも200名を超える選手が参加されます。古くなっていたユニホームの整備に昨年度より2カ年計画で取り組んでおり、今回は全種目新しいユニホームで活躍いただけるものと思います。

スポーツ施設について適正な維持管理を行います。特に消耗が激しい小学校グラウンドの防球ネット、町民プール人工芝の破損の修繕を行いました。

昨年度整備いたしましたテニスコートの人工芝化により、多くの皆様に活用いただいています。人工芝化によりキッズサッカースクールも開催され、子どもたちの歓声に包まれています。

上峰町中央公園の管理を社会福祉協議会に、また管理棟及びミーティングルームの活用を特定非営利活動法人愛えんに委託しました。グラウンドや芝生の適正管理、清潔なトイレ施設、安全な遊具管理に努め施設活用の充実を図ります。

##### ◆スポーツ団体・指導者の育成

本町では体育協会を初め、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ「ふれあい友遊かみみね」などスポーツ団体が数多く活動されています。地元で開催される県民体育大会を初め、体育協会加盟団体の各種大会やスポーツクラブの教室など、多くのスポーツ活動に努めていただいています。引き続き指導者の育成確保に努め、スポーツ活動の活性化を促進します。

佐賀スポーツフェスタ2015の第68回県民体育大会・ソフトボール競技が上峰町中央公園等で、またゲートボールが上峰中学校で開催される予定です。町民の皆様方が、自発的・継続的にスポーツに親しめる環境づくりを図るとともに、町体育協会や総合型地域スポーツクラブの育成・支援に努めます。

#### ⑤文化芸術・文化財

##### ◆文化財の保存・活用

八藤丘陵の太古木遺跡の保存整備は、関係機関との協議に基づき土地の公有化に着手します。米多浮立・西宮伝統文化保存会などの伝統文化の継承活動を支援します。

##### ◆文化発信拠点整備の検討

町制施行30周年を3年後に控え、『上峰町史』の編さんに向けた検討を始めます。

以上でございます。御清聴ありがとうございました。

#### ○議長（大川隆城君）

以上で教育長の教育方針が終わりました。

## 日程第5 諸般の報告

### ○議長（大川隆城君）

日程第5．諸般の報告。

諸般の報告を行います。

平成26年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告をお願いいたします。

### ○企画課長（高島浩介君）

皆様、おはようございます。私のほうからは、平成26年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして御報告をさせていただきます。

計算書のほうは事前にお手元のほうに配付させていただいておるかと思っておりますので、御確認のほうをよろしくお願いいたします。

この件につきましては、さきの3月定例会で御承認をいただきました社会保障・税番号制度システム整備事業、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の中の地方版総合戦略策定、新規就農総合支援事業、森林整備加速化事業、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業のプレミアム商品券補助、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の先進的英語教育推進事業、町内遺跡発掘調査事業、以上7事業を活用する繰越明許費となっております。

地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして御報告のほうを申し上げます。

それでは、計算書のほうを読み上げまして、説明のほうにかえさせていただきたいと思っておりますので、繰越計算書のほうを御準備ください。

平成26年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書。

款の2．総務費、項の1．総務管理費、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業、翌年度繰越額3,501千円、国庫支出金2,452千円、一般財源1,049千円。

続きまして、款の2．総務費、項の1．総務管理費、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業、地方版総合戦略策定、翌年度繰越額5,340千円、国庫支出金3,575千円、一般財源1,765千円。

款の6．農林水産業費、項の1．農業費、事業名、新規就農総合支援事業、翌年度繰越額1,500千円、国庫支出金1,500千円、一般財源ゼロ。

款の6．農林水産業費、項の2．林業費、森林整備加速化事業、翌年度繰越額186,750千円、国庫支出金186,750千円、一般財源ゼロ。

款の7．商工費、項の2．商工観光費、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業、プレミアム商品券補助金、翌年度繰越額15,210千円、国庫支出金15,210千円、一般財源ゼロ。

款の10．教育費、項の2．小学校費、事業名、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業、先進的英語教育推進事業、翌年度繰越額15,814千円、国庫支出金14,818千円、一般財源996千円。

款の10. 教育費、項の5. 社会教育費、事業名、町内遺跡発掘調査事業、翌年度繰越額668千円、既収入特定財源668千円、一般財源ゼロ。

下のほうで合計になります。翌年度繰越額228,783千円、既収入特定財源668千円、国県支出金224,305千円、一般財源3,810千円。

以上で一般会計の繰越明許費についての報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

**○議長（大川隆城君）**

続きまして、平成26年度上峰町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告をお願いいたします。

**○建設課長（白濱博己君）**

おはようございます。私のほうから報告事項でございますが、さきの3月議会で御承認いただきました観点で、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、平成26年度上峰町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書を報告させていただきます。

お手元のほうに資料を差し上げておりますが、それによりまして説明いたします。

まず、款の2. 事業費でございます。項の1. 事業費、事業名といたしまして、坊所地区機能強化対策事業でございます。金額、翌年度繰越額につきまして同額でございます、2,700千円でございます。左の財源内訳のうち、既収入特定財源でございますが358千円、これは一般会計からの繰越分でございます。中ほどの未収入特定財源でございますが、国県支出金、これは地域整備交付金でございます。1,242千円、これは対象事業費の2分の1の計上でございます。地方債、これは下水道事業債の分で1,100千円、これは補助残の約9割分でございます。一般財源はございません。

この明許繰り越しにつきましては、平成26年度に完成いたしました坊所地区の汚水処理施設の周辺、外構及び場内整備工事関係でございます。増設建物周辺のL型擁壁、また、排水の側溝の布設、フェンスのつけかえ等々の内容でございます。3月末に入札、発注を行いまして、現在、工事施工分の予算でございます。

よろしくお願ひ申し上げ、報告とさせていただきます。以上でございます。

**○議長（大川隆城君）**

これで諸般の報告を終わります。

お諮りをいたします。会議の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

御異議なしと認めます。したがって、10時40分まで休憩いたします。休憩。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（大川隆城君）

日程第6. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例等の一部を改正する条例）。

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

平成27年6月5日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）。

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

平成27年6月5日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第34号 上峰町生涯学習推進審議会設置条例の一部を改正する条例。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

平成27年6月5日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第35号 上峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

平成27年6月5日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第36号 上峰町情報公開条例の一部を改正する条例。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正により、本条例の一部を改正するものでございます。

平成27年6月5日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第37号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例。

現行の企画課をまち・ひと・しごと創生室と財政課に分割し、機能の充実を図るものでございます。

平成27年6月5日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

#### 議案第38号

##### 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第1号）

平成27年度上峰町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95,302千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,811,936千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

平成27年6月5日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第39号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について。

本議案は、伊万里市を同組合交通災害共済に関する事務の共同処理に参加させるため、規

約の変更を協議するものでございます。

平成27年6月5日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

以上、8議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

#### ○議長（大川隆城君）

ただいま町長より8議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。

#### ○税務課長（坂井忠明君）

皆さん、おはようございます。私のほうからは議案第32号 専決処分の承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

内容は、上峰町税条例等の一部を改正する条例でございます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）並びに関連法案が本年3月31日に可決・成立、同日中に公布されました。

今回の改正項目には公布日である平成27年3月31日及び4月1日を施行期日とするものなど期日が差し迫ったものが中に含まれておりまして、町議会に諮る時間的な余裕がございませんでした。したがって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

なお、施行期日に猶予があるものなど、今回の専決処分に含まれていない部分、これがございますが、内容精査の上、今年中の定例議会にお諮りをする予定でございます。

改正の主な内容でございます。

1点目、軽自動車税関連でございますが、原動機付自転車や農耕用などの税率引き上げ時期を1年延長し、平成28年度からとする内容。2点目も同じく軽自動車税関連で、新車を対象とした平成28年度限りの措置として、排出ガス性能や燃費性能にすぐれ、環境への負荷が小さい軽自動車に対する税率の軽減措置、いわゆるグリーン化特例の新設。3点目、住民税関係でふるさと納税に関する手続の簡略化に関する規定、いわゆるワンストップ特例制度の新設、このような内容となっております。

なお、今回の改正は大きな2つの条立てによる構成となっております。大きな第1条は、施行中の現行規定を改正する一般的なものでございます。大きな第2条は、施行期日が未到来である改正済みの規定を改正するものでございまして、先ほど触れました原動機付自転車等に係る税率引き上げ時期を1年延長させるために、このような構成となっております。

それでは、お手元のほうに新旧対照表を御用意ください。

右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

なお、説明に際しまして、条や項のずれなどにつきましては説明を省略して進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただいて、3ページの下段のほうをお願いいたします。

本則の第31条、法人町民税の均等割の区分等に関する規定でございます。第4項として1項を追加しておりますが、これは、資本金等に係る基準を法人事業税資本割の課税標準額の規定に合わせるための所要の措置でございます。

上のほうに表がございますが、均等割の税率区分や税額を変更するというものではございません。

1枚めくっていただいて、5ページの下段をお願いいたします。

制定附則第7条の3の2の改正規定でございますが、こちらは、個人住民税に係る住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン減税の適用期限に関する規定でございます。所得税における住宅ローン減税制度の適用期限の延長に合わせ、個人住民税においても減税の適用期限に関し、「平成39年度」までを「平成41年度」まで、居住年の要件を「平成29年度」までを「平成31年度」までにそれぞれ延長させるものでございます。

6ページから7ページ上段についてをお願いいたします。

制定附則第9条第1項から第4項まで及び第9条の2の規定でございますが、住民税寄附金控除に関する規定でございます。地方団体への寄附、いわゆるふるさと納税を行った場合の減税手続の簡略化に関する規定が新たに設けられました。

条文個々の説明は省略させていただきます、新制度の仕組みについて申し上げます。

これまで寄附金控除には確定申告が絶対条件とされておりましたが、今回、ふるさと納税に限定した手続の特例措置が制定をされております。

内容といたしましては、給与所得者等がふるさと納税を行った場合、確定申告を要せずに住民税において所定の税控除が受けられる、いわゆるワンストップ特例と呼ばれるものでございます。

ふるさと納税を行った寄附者は、寄附先の地方団体に対し、申告特例通知というものを寄附者が居住する自治体に送付することを求めることができるとなっております。寄附を受けた地方団体は、寄附者にかわって寄附者の名前や金額など所定の情報が記載された通知書を居住地の自治体に送付いたします。送付を受けた自治体は、翌年1月に過去1年分の通知書を取りまとめ、翌年度に課税する住民税において所定の減税措置を講ずるといような流れになっております。これによって寄附をされた方は、確定申告を要せず、住民税において控除を受けることが可能になります。

ただし、次のようなケースは特例措置の対象外となっております。サラリーマンであっても、所得の合算の申告、あるいは還付申告などを行う場合や、年間に5団体を超えるような寄附を行った場合、こちらのほうについては、この特例措置は適用はできません。

また、この特例は、ことしの4月1日以降に行った寄附が対象となりますので、1月から3月までに寄附が行われた分につきましては、従来どおり確定申告を要するというようなことになっております。

以上がふるさと納税に関する分でございます。

次に参ります。

同じく7ページの中段、制定附則第10条の2第5項の新設規定をお願いいたします。

こちらは固定資産税の減額に関する規定でございます。

内容といたしましては、一定の要件を満たすサービスつき高齢者向け賃貸住宅が新築をされた場合、町条例において減額特例対象とし、家屋に対して課する固定資産税の最初の課税から5年間、税額の3分の2を減額するというものでございます。

地方税において規定されておりました減額措置が平成27年3月の新築分をもって終了することに伴い、町の税条例で規定することにより、実質2年間の延長を行うもので、こちらのほうで合わせて5年間となります。いわゆるわがまち特例と呼ばれる特例措置でございます。

サービスつき高齢者向け賃貸住宅とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービスつき高齢者向け貸し家住宅のことでございます。平成27年4月から平成29年3月までに新築された住宅で、国などから建設補助を受けていることなど、所定の要件はございますが、その要件を満たす賃貸住宅については、一定の要件のもと対象といたします。

現在のところ、町内で新設等の計画については承知はいたしておりませんが、税制上の支援措置により、多様な高齢化向け住宅の供給の促進を図ることを目的といたしております。

続きまして、7ページの下段、制定附則第11条の2第1項及び第2項の改正規定でございます。

平成27年度は、御承知のとおり3年に一度の土地の評価がえの年でございます。これにより3年間、基本的には平成27年の価格が継続されることとなります。ただし、2年目、3年目の価格について、地価の下落が激しく、課税上均衡を欠くような状態と認められる場合につきましては、簡易な方法で価格を修正することができるとする、いわゆる下落修正というものの規定でございます。

8ページから9ページをお願いいたします。

8ページから9ページ、制定附則第12条及び第13条をお願いいたします。

こちらにつきましても、土地の評価がえに関連した規定でございます。

当該年度の土地に関する固定資産税の課税標準額を算定するためには、当該年度の評価額に対する前年度の課税標準額の割合、いわゆる負担水準を求める必要がございます。国が定める一定の水準となるように、水準に達していない場合は、前年度課税標準額に5%を加算して得た額を当該年度の課税標準額とし、水準の枠内である場合や一定水準を超えるような

場合につきましては、課税標準額を据え置いたり、あるいは引き下げるといった措置を行います。このように税負担のばらつきを均衡化させるための措置、いわゆる負担調整措置と申しますが、こちらのほうを平成27年度から29年度までの間も実施するというような規定でございます。

続きまして、10ページの上段をお願いいたします。

特別土地保有税でございます。こちらも固定資産税と同様、3年ごとの改正でございますが、課税のほうにつきましては、特別土地保有税は平成15年度以降停止をされております。条文だけが動くような状態でございます。

続きまして、10ページの下段から11ページをお願いいたします。

制定附則第16条関係でございますが、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車に対する減税、いわゆるグリーン化特例経過税率の新設規定でございます。平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初度登録、いわゆる新車登録をされた車両が対象でございます、平成28年度限り適用されるものでございます。

改正後の表をごらんください。

3つの表を掲載しておると思いますが、それぞれに5段階、車種ごとの額が掲示されております。上の段から下へ順に、1段目は三輪の軽自動車、2段目は四輪の営業用の乗用車、3段目が自家用の乗用車、4段目、営業用の貨物車、5段目につきましては軽トラックなど自家用の貨物車の額をそれぞれ示しております。

表中の金額欄の左側のほうが平成27年度以降の本則となる税率、右側のほうがグリーン化特例に該当する場合の税率。

一番上の第1項のほうでございますが、約75%の減税となる分でございます。中段の第2項につきましては約50%の減税が受けられる分、第3項につきましては約25%の減税ということになっております。

それでは、上段の第1項、約75%の減税となるものでございます。こちらは電気自動車や天然ガス車であって、平成21年排出ガス基準窒素酸化物等の10%低減達成車両が対象とされております。

続きまして、中段の第2項、約50%の減税対象となるものでございますが、ガソリン車またはハイブリッド車であって、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ平成17年排出ガス基準窒素酸化物等75%低減達成車、いわゆる四つ星マークがついたものでございますが、そのうち、乗用のものにつきましては平成32年度燃費基準プラス20%を達成した車、貨物用のものにつきましては平成27年度燃費基準プラス35%達成車が対象となるものでございます。

一番下の第3項、約25%の減税となる分でございます。排出ガス基準は第2項と同じ四つ星となっておりますが、燃費基準に関しまして、乗用のものにつきましては平成32年度燃費基準達成車、貨物用のものにつきましては平成27年度燃費基準プラス15%達成車が対象と

なっております。

以上がグリーン化特例に関する規定の概要でございます。

ここまでする大きな第1条による改正となっております。

1枚めくっていただきますと、大きな第2条による改正となっております。

1ページの下段から2ページの下段までをお願い申し上げます。

こちらは、制定附則第16条を改める規定でございますが、先ほどのグリーン化特例税率が新たに規定されたことを受け、平成26年9月に改正済みでありました新車登録から13年を経過した車両に係る経年従価税率に関する規定を、これを第1項とした上で、第1項の電気自動車等に対する軽減税率を第2項に、第2項を第3項に、第3項を第4項にということそれぞれ繰り下げるものがございます。これによりまして、本則税率とは異なる税率で課す経年車の従価税率及びグリーン化経過税率の取り扱いをそちらの第16条に規定するという事になっております。

あと2ページの下段から3ページの中段、第1条及び第4条第2項までの規定をお願いいたします。

こちらは、平成26年9月に改正済みであった附則中、軽自動車税の経過措置に関する規定の改正でございます。

軽自動車税の本則税率は平成27年度から適用することになっておりましたが、この中で対象を原動機付自転車、二輪車、二輪の小型自動車、農耕用及びその他の小型特殊自動車に限定した上で、本則税率の適用期限を1年間延長し、平成28年度の軽自動車税から適用させるというものでございます。

なお、軽自動車税に関しましては、昨年来の改正が続きまして、わかりづらい部分が多々あるかとは思いますが、税務課といたしましては、町のホームページ、あるいは広報紙等でも今後も住民の皆様様に周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、長くなりましたが、議案第32号 専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

以上で終わります。

**○議長（大川隆城君）**

ほかに補足説明を求めます。

**○健康福祉課長（岡 義行君）**

皆様、おはようございます。私のほうから議案第33号 専決処分の承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴いまして、上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分したための承認を求めるものでございます。

内容につきましては、国保税の限度額の引き上げ及び低所得者の保険税の軽減措置の対象

拡大でございます。

それでは、新旧対照表によりまして御説明をさせていただきます。

中ほどの第9条につきましては条項数の変更で、「法第72条の4」を「法第72条の5」に改正するものでございます。

その下、第13条につきましては、第2項の基礎課税額の「510千円」を「520千円」に改正するものでございます。

2ページ、裏面をお願いします。

3項の後期高齢者支援金等の課税額「160千円」を「170千円」、4項の介護納付金課税額「140千円」を「160千円」に改正するものでございます。

なお、この改正によりまして、医療分と後期高齢者支援金分と介護納付金分を合わせた合計の限度額が810千円から850千円になります。

中ほど、第13条の2、(国民健康保険税の減額)で、減額後の限度額も「510千円」を「520千円」、「160千円」を「170千円」、「140千円」を「160千円」に改正するものでございます。

なお、第13条の2の(2)、5割軽減なんですけれども、所得金額が330千円に被保険者1人当たり「245千円」を加算した額を超えない世帯になっておりましたが、これを被保険者1人当たりの額を「260千円」に改正するものでございます。

なお、(3)につきましては2割軽減なんですけれども、こちらのほうは、所得金額が330千円に被保険者1人当たり「450千円」を加算した額を超えない世帯になっておりましたが、被保険者1人当たりの金額を「470千円」に改正するものでございます。

また、最後のほうに附則で平成25年9月18日条例第18号の改正でございます。

なお、附則で施行期日を定めまして、平成27年4月1日から施行するというので、適用区分として、平成27年度以降の分に適用し、26年度以前の部分は従前の例によるものとしております。

以上で議案第33号の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をしていただきまして、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。

#### ○生涯学習課長（吉田 淳君）

皆様、おはようございます。私のほうからは議案第34号につきまして補足説明を申し上げます。

この議案につきましては、平成26年6月20日改正、平成27年4月1日より施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律に伴う条例改正でございます。

今般の改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条により、教育長は首長が議会

の同意を得て直接任命することとなりました。教育委員会には執行機関として教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化が図られました。よって、本町の生涯学習推進審議会への諮問についても、教育委員会が諮問するものと改正するものでございます。

委嘱につきましても、同様に教育委員会が行うものとするものでございます。

なお、附則におきまして経過措置を定めます。この条例の施行の日前に委嘱された委員については、任期満了の日まで引き続き委員の身分を有するものでございます。

それでは、新旧対照表についてごらんください。右側が現行でございます。

「(所掌事務)第2条 審議会は、町長の諮問に応じ生涯学習に関する事項について、調査及び審議する。」となっておりますものを、改正では、「第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ生涯学習に関する事項について、調査及び審議する。」ものといたします。

また、「(組織)、第3条 2 委員は、町長が委嘱する。」とありますものを、「2 委員は、教育委員会が委嘱する。」というふうに改正するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

#### ○議長(大川隆城君)

ほかに補足説明を求めます。

#### ○総務課長(北島 徹君)

皆さん、こんにちは。それでは、私のほうから議案第35号、議案第36号、議案第37号及び議案第39号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第35号 上峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

このことに関しましては、国のほうで平成25年5月に社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入を決め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法、平成25年法律第27号でございますが、これが制定されたため、本町条例において所要の措置を講じるというものでございます。

具体的には、特定個人情報に関する特則というものを追記、加えるものでございます。

それでは、上峰町個人情報保護条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

新旧対照表の1ページでございます。

まず、改正後の目次のところでございますが、下線を引いております。第4章の2 特定個人情報に関する特則(第40条の2-第40条の10)、この部分につきまして追記をするというものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

2ページの左のほうから第17条第3号のウというのがあって下線を引いておると思いますが、このところでございます。現行が右のほう、「第2条第2項に規定する特定独立行政法

人」とございます。これを改正いたしまして、「第2条第4項に規定する行政執行法人」と改めるというものでございます。

次に、同じページの下のほうに参りまして、先ほど申し上げました「第4章の2 特定個人情報に関する特則」、これを新たに加えるというものでございます。

まず、第40条の2でございます。これは用語の定義を規定いたしております。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

3ページ、第40条の3、これにつきましては（利用の制限）。

続きまして、第40条の4、これは（提供の制限）でございます。

さらに、第40条の5につきましては（任意代理人による開示請求）、そういうものを規定いたしております。

第40条の6、（情報提供等記録に係る開示請求移送の適用除外）、これを規定いたしております。

第40条の7、これは（手数料）の規定でございます。

第40条の8、（任意代理人による訂正請求）のことを規定いたしております。

さらに、第40条の9、（訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先）、これを規定しております。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

最後になりますが、第40条の10、（利用停止請求の事由等）の規定をこちらのほうでいたしております。

以上が議案第35号 上峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。

続きまして、議案第36号 上峰町情報公開条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）が改正をされ、同法第2条第2項に規定をされております「特定独立行政法人」、これが同法第2条第4項に規定する「行政執行法人」となったことから、引用条文において字句の整理を行うというものでございます。

それでは、上峰町情報公開条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページでございますが、1ページの下の方に下線を引いております。先ほどの35号と同様のことでございますが、現行、情報公開条例の第7条の(2)のエのところでございますが、現行、「第2条第2項に規定する独立行政法人」と規定しておりますものを、「第2条第4項に規定する行政執行法人」と改めるというものでございます。

以上が議案第36号 上峰町情報公開条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。

それでは、続きまして議案第37号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例でございます。今回、企画課をまち・ひと・しごと創生室と財政課の2課にするというものでございます。

地方創生事業等への展開のためにまち・ひと・しごと創生室を創設し、公会計など財政に求められております機能の充実を図るために、財政課を新設するというものでございます。

それでは、上峰町課設置条例の新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

1 ページでございます。

1 ページ、現行、「上峰町課設置条例」とございますのを、「上峰町課及び室設置条例」というふうにも改めてまいります。

続きまして、現行の1条の前に、「(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により課及び室(以下「課等」という。)の設置について定めるものとする。」という規定をまず設けます。それによりまして、現行の1条以降は条文が繰り下がってまいります。その点よろしくお願いいたします。

それでは、現行、第1条で企画課と規定しておるところでございますけれども、これを、「第2条 長の事務を分掌させるため次の課等を設置する。」というふうにいたしておりまして、企画課をまち・ひと・しごと創生室、それから、財政課という2つの課にするというものでございます。

続きまして、下のほうの現行第2条のところ、新たに先ほど申し上げましたように第3条というふうにもずれてまいります。

続きまして、2 ページをごらんいただきたいと思います。

2 ページのほうに業務の内容を示しております。現行、企画課が9項目上げております。これが左のほう、改正いたしますと2つに分かれるということでございますが、まず、改正のほうで申し上げますと、まち・ひと・しごと創生室のほうに、(1)として、新たに地方創生に関する事項を担わせるということでございます。

それから、現在、現行、企画課で(1)から(5)までございます。(1)の重要施策の企画調整に関する事項、これを(2)として、まち・ひと・しごと創生室のほうに移すということでございます。同様に、土地利用の対策に関する事項、これに関しましても(3)として、まち・ひと・しごと創生室のほうに移していくと。そういう同様の方法で、(4)に広域行政に関する事項、それから、(5)に統計調査に関する事項、(6)として、広報広聴に関する事項ということで列記をいたしております。

続きまして、下のほうにございます改正後、財政課でございますが、これにつきましては、現行の企画課の(6)から(9)のところをそのまま移行させまして、(1)として、財政に関する事項、(2)といたしまして、指名業者の審査及び登録に関する事項、(3)としまして、入札及び契約に関する事項、(4)としまして、施設管理に関する事項ということで業務を分担することになっております。

それでは、続きまして3 ページをお願いいたします。

3 ページの下でございまして、現行3条を、左のほう、4条といたしまして、現行、

「課に課長を置き」というふうになっておりますが、ここにつきまして、「課に課長を、室に室長を置き」ということでございます。

それから、「課長は、上司の命を受け」というふうになっておりますが、これを「課長及び室長は、上司の命を受け」ということで改めるというものでございます。

以上が議案第37号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例の補足説明でございました。

続きまして、議案第39号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更についてでございます。

今回、伊万里市を佐賀県市町総合事務組合交通災害共済に関する事務、これの共同処理に参加させるため、構成団体である上峰町に町議会での議決を求められているというものでございます。

それでは、佐賀県市町総合事務組合同規約新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

ちょうど中ほどぐらいに現行、改正後とも市町村名をいっぱい書いたところがあると思っておりますが、そちらのほうを御注視願いたいと思っておりますが、現行、第3条第9号に関する事務、ここが先ほど申し上げました交通災害事務に関する事務でございます。これに関しましては、右のほうの構成団体でございますが、上のほうから佐賀市、鳥栖市、多久市、それから、武雄市というふうになっております。それからずっとその他の団体があると思っておりますが、今回、ここに伊万里市が加わるということでございますので、改正後のところをごらんいただきたいと思っておりますが、佐賀市、鳥栖市、多久市、その後伊万里市、その後武雄市ということで、多久市と武雄市の間に伊万里市が入るということでございます。

以上が佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に伴う補足説明でございました。

以上で議案第35号、第36号、第37号及び第39号の補足説明を終わります。御清聴ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。

#### ○企画課長（高島浩介君）

私のほうからは、議案第38号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第1号）につきましての補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書のほうの準備をお願いいたします。

初めに、補正総額でございますが、予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正のほうをお願いいたします。

まず、歳入のほうでございます。

款、補正額、計の順に左のほうから右のほうへ読み上げて説明をいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款の13. 国庫支出金、補正額56,211千円、計の457,790千円。

款の15. 県支出金、補正額10,827千円、計の269,779千円。

款の18. 繰入金、補正額28,258千円、計の249,559千円。

款の20. 諸収入、補正額6千円、計の45,548千円。

歳入合計、補正額95,302千円、計の3,811,936千円。

続きまして、3ページの歳出のほうをお願いいたします。

歳出。

款の2. 総務費、補正額2,638千円、計の450,953千円。

款の3. 民生費、補正額20,671千円、計の1,039,458千円。

款の4. 衛生費、補正額1,488千円、計の574,969千円。

款の6. 農林水産業費、補正額423千円、計の381,358千円。

款の7. 商工費、補正額2,690千円、計の11,430千円。

款の8. 土木費、補正額2,000千円、計の139,476千円。

款の9. 消防費、補正額60,783千円、計の242,047千円。

款の10. 教育費、補正額4,609千円、計の432,835千円。

歳出合計、補正額95,302千円、計の3,811,936千円。

次の4ページのほうをお願いいたします。

第2表の継続費のほうでございます。

款、項、事業名、総額、年度、年割額の順に左のほうから右のほうへ読み上げてまいります。

款の9. 消防費、項の1. 消防費、事業名、防災行政無線整備事業、総額328,067千円、平成27年度年割額60,347千円、平成28年度年割額267,720千円ということになっております。

それでは、主な補正内容についての御説明をさせていただきます。

補正予算に関する説明書、こちらの3ページのほうをお願いいたします。

2の歳入のほうでございます。

款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の5. 民生費国庫補助金、節の1. 社会福祉費補助金の右側説明欄の上段で臨時福祉給付金事業費補助金9,000千円、そのすぐ下で臨時福祉給付金事務費補助金5,686千円、こちらは、今回、国の事業実施内容が確定されたために計上されておるものでございます。補助率のほうは100%となっております。こちらに伴います歳出のほうは後ほど御説明をいたします。

次の下の欄ですが、目の7. 消防費国庫補助金、節の1. 消防費補助金で防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金40,122千円、こちらは防災行政無線のほうの補助金ということになっております。こちらに伴います歳出のほうも後ほど御説明のほうをいたします。

続きまして、款の15. 県支出金、項の2. 県補助金、目の1. 総務費補助金、節の3. 総務費補助金で佐賀段階チャレンジ交付金10,138千円、こちらは県の地方創生に伴います補助金のほうで、本町より採択されております7事業の補助金の合計金額ということでございます。補助率のほうは90%ということになっております。

次の4ページのほうをお願いいたします。

款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金28,258千円、これは今回の補正予算の財源に充当するために基金のほうを繰り入れするものでございます。6月補正後の基金積立額としましては114,740千円ということになってまいります。

続きまして、歳出のほうでございます。

5ページの最下段のほうから6ページにかけてになりますが、款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の1. 社会福祉総務費、節の19. 負担金、補助及び交付金、こちらの右側説明欄の下段のほうになりますが、障がい者よか余暇広場事業補助金3,902千円、こちらは、先ほど歳入のほうで御説明いたしました県の佐賀段階チャレンジ交付金に伴います補助金ということで、全額事業実施団体のほうへの交付ということになってまいります。

その下のほうでございます。目の6. 臨時福祉給付金事業費、節の13. 委託料、臨時福祉給付金システム構築委託料3,501千円、こちらのほうが、先ほど歳入のほうで御説明いたしました臨時福祉給付金事務費補助金に伴います支出のほうになってまいります。

すぐ下のほうになりますが、節の19. 負担金、補助及び交付金で臨時福祉給付金9,000千円、こちらのほうが、先ほど歳入のほうで説明いたしました臨時福祉給付金の事業費補助金に伴います給付金ということで、歳入のほうは全額給付対象者への交付ということになってまいります。

次に、1枚めくっていただきまして、8ページのほうをお願いいたします。

下段のほうになりますが、款の9. 消防費、項の1. 消防費、目の2. 消防施設費、節の15. 工事請負費で防災行政無線施設整備費54,315千円、同じく節の18. 備品購入費で防災行政無線戸別受信機購入費4,528千円、こちらのほうが、先ほどの歳入のほうで御説明をいたしました防災行政無線関係の補助金に伴う支出のほうとなっております。

以上で議案第38号の補足説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（大川隆城君）**

ほかに補足説明を求めます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時34分 散会